

海老原病院だより

2010年10月 秋号 VOL.4

発行日:平成 22 年 10 月 吉日発行 編集:総務課・院内教育委員会

「人生最後まで生き活きと…」の願いをこめた新緑のシンボルマーク。
そして順養会とは「一人一人がもっている生命を寿命まで全うするよう、医道によってお手伝いをさせていただく」という想いを込めています。

インフルエンザ HA ワクチン製造株の決定について

インフルエンザ HA ワクチンの製造株が以下のとおり決定しました。

毎年5～6月頃に次のシーズンのワクチン株が決定されますが、ワクチン株は、世界的にはWHOの専門家会議で、次シーズンに向けたインフルエンザワクチンに用いる候補株が毎年2回選定されます。日本では、WHO推奨株を参考に、あわせて日本の流行状況などから予測を行い、また、ワクチンの製造に適した株(卵での増殖がよいことや、継代による抗原性の変化がないことなどの検討)を選択しています。

当院でも10月1日よりインフルエンザ予防接種を受けることができます。

§ワクチンの予防効果

ワクチンの予防効果は、ワクチン株と流行株の抗原構造が一致したときに発揮されるので、ワクチン製造に用いるウイルス株は毎年定められます。ふつうは、A型とB型がそれぞれ2株ないし1株ずつ混合されています。

§インフルエンザウイルスの抗原変異とインフルエンザの流行

インフルエンザウイルスにはA型とB型(C型もあるが非常に少ない)がありますが、抗原変異を起こしやすい性質をもっています。インフルエンザウイルスA型は、HA抗原、NA抗原の種類によってサブタイプが分けられます。A型およびB型ウイルスのHAとNAの小変異は絶えず起こっていて、人の抗体によって選択され、毎年新しいタイプの流行株につながります。A型では新しい型が出ると1～数年以内に全世界に広がる大流行となります。

年度	A 型	B 型	参考
	株	株	
平成 22 年度 (2010)	A / カリフォルニア / 7 / 2009 (H1N1)pdm A / ビクトリア / 210 / 2009 (H3N2)	B / プリスペン / 60 / 2008	新型インフルエンザA型(H1N1)とA香港型・B型の3株混合ワクチン

トピックス

平成 22 年 7 月 15 日 消防訓練を行いました。(総務課)
 平成 22 年 9 月 22 日 席揚げ天ぷらによる敬老のお祝いを行いました。
 (栄養部)

院内お誕生会を開催しました。(7・8・9月)
 行事食をお出ししました。(七夕・丑の日・敬老の日)



デマンド対策 総務課

「デマンド対策をお願いします！」これが私たち職員の合言葉です。当院では、地球温暖化に対する取り組みとして「デマンド警報システム」を導入し、夏季エアコンによるピーク電力を抑制する運動を行っています。



このシステムは、デマンド値(30分毎の平均電力)が、あらかじめ設定した目標値を超えると警報が鳴る仕組みとなっており、警報が鳴った場合には院内に「デマンド対策をお願いします！」の放送を流して、エアコンの使用等を一時的に止めることで、ピーク電力を抑えることができます。

当院では、毎年夏が始まる前にこの「デマンド対策」を周知する勉強会を開催しており、職員の省エネに対する意識も年々向上しています。私たちひとりひとりが地球環境のためにできることのひとつとして、これからも職員一丸となって「デマンド対策」を実施していきたいと思います。

笑顔のトレーニング 教育委員会

笑顔で接していると思っていなくても、他の人が見てみると笑顔に見えないことってありますよね。教育委員会では「笑顔の練習をするとハッピーになれる」「周りを幸せな気持ちにさせる」という思いで、平成 22 年 6 月 26 日より各部署にて笑顔のトレーニングを始めました。「ミッキー・ラッキー・ハッピー・ウイスキー」と繰り返し発音することによって、口角筋が上がり、自然と笑顔のトレーニングが行えます。

その他にも教育委員会では、14項目あるサービステーマの中から、毎日1つの目標を決める「今日のサービステーマ」や、スタッフ間で思いやりをもった言葉遣いを心がける「ですます運動(～です・～ます)」、職員間のおしゃべりを見直す目的で始めた「おしゃべりマナー再点検」等、海老原病院独自の接遇教育に取り組んでおります。



院内での携帯電話使用について 管理局

総務省による「電波の医療機器等への影響に関する調査研究報告書 平成22年3月」によりますと、「植込み型医療機器の装着者は、携帯電話端末の使用及び携行に当たっては、携帯電話端末を植込み型医療機器の装着部位から22cm以上離すこと」と記載されております。

当院では、患者様・ご面会者の皆様の携帯電話使用に関しまして院内ルールを設けておりますので、ご協力をお願い致します。

ペースメーカー・医療機器等に支障をきたす恐れのあるエリアは電源OFF。その他のエリアでは、マナーモード。

通話を行う際は、院内マナーの観点から、公衆電話前・個室のみ通話許可エリアと定めております。

なお、ナースステーション前には「現在の使用禁止エリア(電源OFF)一覧」を表示しており、使用禁止エリアとなっている病室入口に「使用禁止マーク」が表示されておりますので、ご確認下さい。

携帯電話 使用について
院内マナーの観点から、患者様・ご面会者様の通話に関しましては、許可エリアでご使用頂きますようお願い致します。

通話許可エリア
入院病棟では、
公衆電話前(1病棟ナースステーションの横)
1人部屋(個室)
外来病棟では、
公衆電話前(レントゲン撮影室の横)

使用禁止エリア
(電源 OFF)
ペースメーカー・医療機器等に支障をきたす恐れのあるエリア。
1病棟ナースステーション前にてご確認下さい。
禁止エリアの病室入り口には、表示があります。

その他のエリア
(マナーモード)
禁止エリア以外では、マナーモードにして下さい。

※院内医療従事者(スタッフ)用 PHS は、除きます

通所リハビリテーション じゅんよう もり 順養の杜より

皆様こんにちは。「順養の杜」では、利用者様と一緒に「リハビリ健康体操」を毎日行っています。体操をするにあたって、毎日同じ体操をするのではなく、利用者様に楽しんで参加して頂ける様、色んな体操の本を参考に、さまざまな道具を使用しながら体を動かしたり、声出しをしたり(時には昔懐かしい歌を歌ったり)と利用者様のペースに合わせながら実施しています。体を動かす事で、筋力低下や転倒の予防にもなり、体の血行も良くなります。興味のある方がおられましたら、いつでも見学・体験利用お待ちしております。



*新しいリハビリ機器が入りました。

メドマー 効能:足のむくみがある方や、血行不良の方にてきています。
踏み台昇降 立ち上がりの練習や段差などの昇降の練習に使用します。



グループホーム マザーハウスより

マザーハウスの入居者様も皆、元気に過ごされています。

今年は、例年になく残暑が厳しく、菜園やドライブに出かける機会が少なくなっていました。

その中でも、ドライブ先でアイスクリームを食べていただいたり、川で泳ぐ子供たちを見たり、夏にしかできないことも楽しみました。

菜園の方も、整備が大変ですが、入居者様のご家族にも協力していただき、今は「大豆」が元気に育っています。

お近くを通られた際には、是非ご覧下さい。



診療科: 整形外科・リハビリテーション科・皮膚科・内科・
外科・呼吸器科・胃腸科・泌尿器科

診療時間: [平日] 午前 8:30~12:30 午後 1:30~5:30

[土曜] 午前 8:30~12:30

[休診] 土曜日の午後、日曜日、祝祭日、年末年始

診療科	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
整形外科・皮膚科 リハビリテーション科						午前
外科・呼吸器科						×午前
内科・胃腸科						午前 (内科)
泌尿器科	×	×	×	×	×	午前

泌尿器科は毎週診療ではありませんのでご注意ください。(非常勤)

その他の診療科でも学会・研修の為、診療曜日でも休診になる場合がございます。

病院までのアクセス



医療法人社団 順養会 海老原病院

〒880-1101

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 4365

TEL:0985-75-2115(代表)

FAX:0985-75-2168

ホームページ: <http://www.junyoukai.or.jp/>

Eメール: ebihara@junyoukai.or.jp

地域連携室担当: 松崎、戸高

ケアマネージャー: 照屋

日本医療機能評価機構 認定病院



併設施設

グループホーム マザーハウス

TEL:0985-75-1414



(担当: 片岡)

通所リハビリテーション 順養の杜

TEL:0985-75-2115 内線 39



(担当: 藤瀬)

病院理念

人としての誠実さと医療人としての実力を高め、健康上の不安と安心を患者さまと共有します。

基本方針

医療・看護・介護のトータルケアを目指し、心のもった良質なケアで地域の皆さまの健やかで明るい暮らしに貢献いたします。

地域の中核病院として、患者さまのニーズにいち早くお応えし、患者さまの QOL (生活の質) 向上のため、継続的な医療支援を行います。

他の医療機関や保健・福祉及びご家族との連携を推進し、一貫した医療に努めます。

患者さまが、安心して快適な入院生活をお過ごしいただけますように、職員一同取り組みます。

患者様の、その時その場に最も適切な医療を提供するために常に改善をしていきます。

当院をご利用の皆様へ(患者様の7つの権利)

患者さまは、どのような病気でも公正で差別のない医療を受ける権利があります。

患者さまは、人間としての尊厳と安全に配慮した医療を受ける権利があります。

患者さまは、ご自身の医療について、その目的・方法・内容・危険性・予後・病状経過などについて分かり易くて、十分な説明を受ける権利があります。

患者さまは、説明を受け納得されたうえで、ご自身が医療を受ける権利、あるいは拒否する権利があります。

患者さまは、ご自身が受けている医療について他の医師の意見を聞く権利があります。

患者さまは、ご自身が受けている医療について知る権利があります。

患者さまは、ご自身に関する個人の情報やプライバシーが守られる権利があります。